

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第1（第19条関係） 保 険 料 計 算 書 （略）</p> <p>（備考）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>の1から3は、令第3条第1号から第3号に、の4は、同条第4号及び第5号に、の5から7は、同条第6号から第8号に掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で、特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4に計上しないこととする。また、の4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。さらに、の4に該当する預金等で確定拠出年金の積立金の運用に係るものについては、の4には計上しないこととする。</u></p> <p>（略）</p> <p>別紙様式第1の2（附則第1条の2関係）</p>	<p>別紙様式第1（第19条関係） 保 険 料 計 算 書 （略）</p> <p>（備考）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>の1から7は、令第3条第1号から第7号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で、特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4に計上しないこととする。また、の4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。</u></p> <p>（略）</p> <p>別紙様式第1の2（附則第1条の2関係）</p>

保 険 料 計 算 書

(略)

(備考)

1 (略)

2 の1から3は、令第3条第1号から第3号に、の4は、同条第4号及び第5号に、の5から7は、同条第6号から第8号に掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で、特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4に計上しないこととする。また、の4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。さらに、の4に該当する預金等で確定拠出年金の積立金の運用に係るものについては、の4には計上しないこととする。

(略)

保 険 料 計 算 書

(略)

(備考)

1 (略)

2 の1から7は、令第3条第1号から第7号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で、特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4に計上しないこととする。また、の4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。

(略)